

令和7年10月1日

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示について

① 医療情報取得加算について

当院は、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

国が定めた診療報酬算定要件に基づき、次のとおり診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします

■ マイナ保険証を利用する場合

初診時： 1点

再診時： 1点（3か月に1回）

■ マイナ保険証を利用しない場合

初診時： 3点

再診時： 2点（3か月に1回）

② 医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、医療 DX 推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・電子資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を整備しております。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について今後の導入を検討しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。

■ 加算点数

初診時： 医療 DX 推進体制整備加算 10～12点（月に1回）

※1点：10円